

# 学校いじめ基本防止方針

甲府市立千塚小学校

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方
- 2 いじめ対策の組織
- 3 未然防止の取組
- 4 早期発見の取組
- 5 いじめへの対処
- 6 重大事態への対処
- 7 その他の留意事項
- 8 いじめ防止指導計画

(令和5年3月 改定)

# 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

## はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていくことが重要である。「いじめ防止対策委員会」を設置し、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に組織でこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係作りや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法 13条〈※1〉の規定及び国・県・市のいじめ防止等のための基本方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

## 1. いじめの定義

### いじめ防止対策推進法 第2条(定義)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等の当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 〈※1〉いじめ防止対策推進法 第13条(学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ基本防止方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2. いじめに関する基本的認識

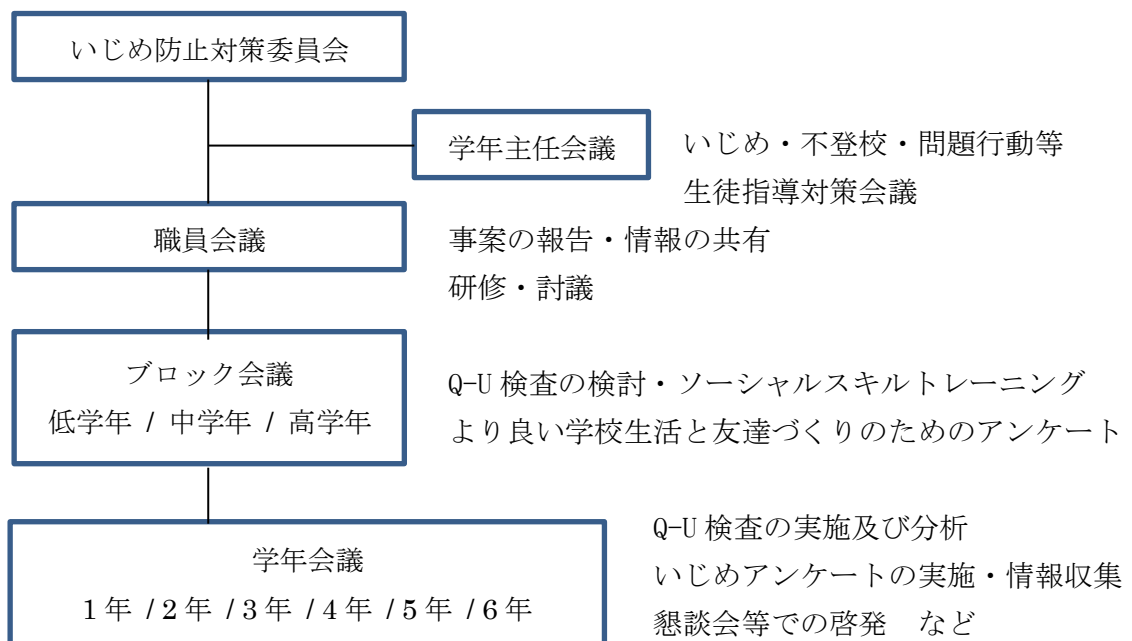
「いじめ問題」には、以下のような特質があることを十分認識して、的確に取り組むことが必要である。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。「いじめは許されない」「いじめめる側が悪い」という毅然とした態度を徹底する。
- (2) いじめは、どの児童にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な様態がある。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校・家庭・社会などすべての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## 2 いじめ対策の組織

いじめ防止対策推進法第22条（※2）に規定されているように、「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するため、以下の「いじめ防止対策委員会」と「いじめ防止対策・学年主任会議」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### 1. いじめ防止対策委員会の組織図



〈※2〉いじめ防止対策推進法 第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福

社等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## 2. 「いじめ防止対策委員会」「いじめ防止対策・学年主任会議」の構成員

いじめ防止対策委員会…校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・スクールカウンセラー等

いじめ防止対策・学年主任会議…校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭

学年主任・スクールカウンセラー等

## 3. 「いじめ防止対策委員会」「いじめ防止対策・学年主任会議」の役割

いじめの未然防止から、いじめ事案への対応に至る直接的な事柄だけでなく、教職員の資質能力向上のための校内研修や教育課程に位置付けられて行われる取り組みの企画や実施、さらには計画通り進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、ひいては「学校基本方針」の見直しについても行う。

- (1) 未然防止推進など、学校基本方針に基づく取組の実施，進捗状況の確認，定期的検証
- (2) 教職員の共通理解と意識啓発
- (3) 児童や保護者，地域に対する情報発信と意識啓発，意見聴取
- (4) 個別面談や相談の受け入れ等，相談支援体制の充実
- (5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- (6) 発見されたいじめ事案への対応
- (7) 重大事態への対応
- (8) いじめを受けた児童及び保護者への支援
- (9) いじめを行った児童に対する指導又は保護者に対する助言
- (10) 関係諸機関との連携

## 3 未然防止の取組

### ① 児童の「居場所づくり」「絆づくり」を行い，よりよい集団づくりに努める。

・教員一人一人が「居場所づくり」「絆づくり」を意識した学級づくりに取り組んでいく。

### ② 道徳教育を充実し，思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。

・学校の教育活動全体を通じた実践を行うことで，道徳的実践力の要請に取り組んでいく。

### ③ わかる授業，すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

・「授業が分かる」という実感を持たせるために，どの児童も参加し，活躍できる授業改善に努める。

### ④ 異年齢集団間，異校種間の連携を深める。

・たてわり活動の積極的かつ有効的な活用を図ることや，中学校区（北西中・北中）との連携を深める。

### ⑤ いじめ問題に対する学校の取組評価をPDCAサイクルで行い，取り組み内容の検証を行う。

- ・「友だち関係についてのアンケート」の実施を年間計画内に位置付け、児童の実態把握（早期発見）や未然防止等への取組の一環とする。アンケート結果や直接的な訴え等を踏まえた対応をするとともに、常にPDCAサイクルを意識し、今後の指導にいかす。

**⑥全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。**

- ・全職員でいじめについての共通理解を深め、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向き合うことができるように研修を行う。

**⑦ 校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。**

- ・年度の最初に基本方針の確認を行う。校長のリーダーシップの下でいじめ対策に取り組むことを確認し、いじめ防止対策のための年間取組計画の作成や実施にあたっての諸注意など全職員の共通理解を深める。

**⑧ 職員会議、校内研究などで、教職員の研修を継続的に実施する。**

- ・年間を通じて、職員会議等を利用し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処について研修を行う。

**⑨ 行事、会議を精選し、児童と向き合う時間の確保に努める。**

- ・いじめの起きにくい集団づくりのためには、児童と向き合う時間の確保に努めることが必要である。そのため、学校で行われる行事の見直し、会議・研修の見直し、業務の見直し等を図る。

**⑩ 学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」(交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など)をするように心がける。**

- ・警察等の関係機関との連携体制を構築する。また、学校・警察連絡協議会等の会議に参加し地域の情報を交換し、生徒指導にいかす

**⑪ 児童が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。**

- ・「あいさつ運動」や「たてわり活動」などの児童会活動を通して、児童が自ら取り組み、その成果を発表する場を設けるとともに、適切な支援を行っていく。

**⑫ 児童に対して、いじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。**

- ・道徳を中心とした学校の教育活動全ての場において、「いじめは絶対に許されることではない」ということを理解させるとともに、児童一人一人が傍観者にもならずいじめをしない・させない・見過ごさないという意識を高めさせる指導を行う。

**⑬ いじめに向かわない態度・能力の育成のため、人権やいじめの法律上の扱いを学ぶ。**

- ・児童の発達段階に応じた、人権教育や法律について学習する機会を設けることにより、いじめ防止を啓発していく。

**⑭ 次に示す児童を含め、特に配慮の必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な指導を行うとともに、保護者と連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。**

- ア 発達障がいを含む障がいのある児童
- イ 海外から帰国した児童や外国人の児童
- ウ 国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- エ 性同一性障がいや性的志向・性自認に係る児童
- オ 東日本大震災により被災した児童
- カ 原子力発電所事故により避難している児童
- キ 新型コロナウイルスに感染した児童

地域、関係機関との連携を強化し、組織的な対応がとれるように全職員の共通理解を図る。

## **4 早期発見の取組**

### **1. いじめを早期に発見するための方策**

**① 普段から児童への態度やかかわり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。**

- ・児童の様子におかしいと感じた場合には、指導にかかわる職員間や生徒指導対策会議等で情報を共有し、大勢の目で見守る。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、積極的に働きかけを行い、安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任だけでなく学年等複数の教員が対応する。

**② いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。**

- ・「いじめについてのアンケート」を年3回（学期ごと）行い、児童の人間関係を把握するとともに、ともに解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。

**③ いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できるようにする。**

- ・校長室・保健室などで、いつでも相談を受けられることを児童に知らせ、安心・安全に相談できる体制を整える。
- ・スクールカウンセラーの活用を図るとともに、児童にスクールカウンセラーの存在を知らせる。

## 5 いじめへの対処

### ① いじめに対する手順を明確にし、校長のリーダーシップのもと、速やかに対処し、早期解決を図る。

- ・ いじめを発見したときは、担任だけで抱え込まず、校長を中心にすべての教員が対応を協議し、適切な役割分担し問題の解決にあたる。
- ・ 情報の収集を迅速かつ的確に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

### ② いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されたりするときは、いじめ支援チームに依頼し、解決を図る。

- ・ 養護教諭やスクールカウンセラーと連携をとりながら指導を行っていく。
- ・ 解決が困難なケースや長期化が予見されるケースについては、甲府市教育委員会「児童生徒支援センター」に支援を求め、問題の早期解決にあたる。

### ③ インターネットなどを介して行われるいじめの解決にして、市教育委員会に関係機関との連携を依頼し、その解決を図る。

- ・ SNSなどを介して行われるいじめに対しては、書き込みした児童または保護者に削除を求めるほか、掲示板への書き込みに対しては、市教育委員会を通して警察等関係機関に連絡・相談し、削除を依頼するなど適切な措置を講じる。

### ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。

- ・ 重大事態に対しては、「児童生徒支援センター」と連携し、関係機関との連携のもと、適切に対応する。「被害児童を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で対応する。

### ⑤ 加害児童、被害児童の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

- ・ 被害児童及びその保護者に対しては、できる限り不安を除去するとともに被害児童の安全を確保する。
- ・ 加害児童及びその保護者に対しては、保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

### ⑥ いじめが起きた集団への働きかけを行う。

- ・ いじめを傍観していた児童やはやし立てるなどの行為をした児童に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育てるよう指導する。

### ⑦ いじめが解消しているかどうかを日常的に観察する。

- ・ いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月は継続しているかを確認する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童が心身の苦痛を感じていないことを被害児童及びその保護者に面談等により確認する。

いじめが解消に至っていないと判断される場合は、引き続き当該児童の安心・安全を確保し、解消に至るまで支援や対応を継続させる。場合によっては支援や対策の見直しを図る。また、上記の「解消している」状態の要件は、あくまでも目安であるので、いじめに重大性があった場合や、いじめが再発する可能性が十分にあり得る場合には、引き続き当該児童について日常的に注意深く観察する。

## **6 重大事態への対処**

いじめの重大事態については、「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針（H30.9改定）」「甲府市いじめ防止基本方針（H30.12改定）」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29.3）文部科学省」により適切に対応する。

### **重大事態の発生と調査**

ア 調査を要する重大事態の例

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合

○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、学校は市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

ウ 調査を行う組織

学校が主体となる場合は、校内いじめ対策委員会の組織に、必要に応じて市教育委員会の指導を受けて調査を行う。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を、可能な限り網羅的に確認し、因果関係について客観的事実に基づいて調査する。その際、性急に因果関係を特定したり、学校にとって不都合な事実であっても隠蔽したりすることなく、事実に向き合い、調査結果を重んじて再発防止に取り組む。



## 7 その他留意事項

### ① 組織的な指導體制

- ・いじめの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員がかかえこむことがないよう、組織的に対応できるようすべての教職員で共通理解を図る。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、所轄の警察署など外部との連携が図れるような体制を作る。

### ② 校内研修の充実

- ・全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

### ③ 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、公務の効率化を図る。

### ④ 学校評価

- ・学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

### ⑤ 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性についての認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

### ⑥ インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対策

- ・インターネット上のいじめは、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策について検討する。
- ・児童に対しての情報モラル教育の充実及び保護者や地域への啓発活動に努める。
- ・状況に応じて関係機関との連携を図る。

## 8 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

月	会 議 等	防止対策	早期発見
4	学級懇談会・学年総会		
5		Q-U 検査	
6	学級懇談会		いじめについてのアンケート①
7			
8	職員研修会		
9			
10			
11			いじめについてのアンケート②
12			
1			
2	学級・学年懇談会		いじめについてのアンケート③
3			

毎月定例のいじめ防止対策委員会

事案発生時に緊急対応会議の開催

道徳教育の充実

年一回の道徳による授業参観